

令和 6 年度第 2 回浜松市地域包括支援センター

運営協議会会議録

1 開催日時 令和 6 年 1 0 月 3 0 日（水） 午後 7 時 0 0 分から午後 8 時 0 0 分

2 開催場所 浜松市役所北館 1 階 1 0 1 ・ 1 0 2 会議室

3 出席状況 出席委員 浅井陽介委員 才川隆弘委員 月井英喜委員
三輪真知子委員 弓桁智浩委員 松岡徹委員
杉山晴康委員 鈴木美枝委員 村埜美加委員

事務局 健康増進課：渥美課長
健康医療課：西崎課長
介護保険課：谷口課長
高齢者福祉課：亀田課長、坂本担当課長、大石課長補佐
地域包括ケア推進グループ：山根 G 長、諸永主任、山下
中央福祉事業所長寿支援課：大村課長
浜名福祉事業所長寿保険課：久米課長
天竜福祉事業所長寿保険課：谷野課長

4 傍聴者 0 人（一般：0 人、記者：0 人）

5 議事、内容及び結果 審議の内容

議事 1 令和 6 年度地域包括支援センターの事業評価について

議事 2 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について

令和 6 年 6 月～9 月に地域包括支援センターが予防給付業務を委託した居宅介護支援事業所について報告し、追加承認された。

議事 3 【報告】地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る省令改正について

6 会議資料の名称 資料 1－1 令和 6 年度地域包括支援センター事業評価について

資料 1－2 地域包括支援センター自己評価シート

（令和 6 年度実施）

資料 2 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について

資料 3－1 【報告】地域包括支援センターにおける職員配置の

柔軟化に係る省令改正について
資料 3 - 2 「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の
事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
る基準の一部を改正する省令」の公布について
(通知)

7 発言内容記録方法 文字 / 録画 / 録音

8 発言内容

議事 1 令和 6 年度地域包括支援センターの事業評価について

(事務局) 資料 1 に基づき説明

<質疑・意見>

(会長)

第 3 回地域包括支援センターの運営協議会で、評価の結果を見て、改善などは検討させていただく。

議事 2 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について

(事務局) 資料 2 に基づき説明

<質疑・意見>

異議なし、承認。

議事 3 【報告】地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る 省令改正について

(事務局) 資料 3 に基づき説明

<質疑・意見>

(委員)

すぐに省令変更にはならなくてもいいことはわかったが、万が一、専門職の確保が難しい場合、どこが声を上げて地域包括支援センター運営協議会に諮るのか。専門職の確保が難しいことは、毎年議論に上っていると思う。年 3 回の地域包括支援センター運営協議会で精査ができるか不安もあるが、いざ省令を発動する時の条件やルート、スケジュール感など、どのような仕組みで対応していくのか想定があれば教えてほしい。

(事務局)

現状は、ほぼ常勤の職員で配置していただいている。市の基準として、3 職種の各 1 人ずつを常勤で配置していただき、4 人目以上は非常勤職員の配置を認めている。

例えば、3 職種の各 1 人ずつを常勤で配置できない場合や、現状では主任介護支援専門員が社会福祉士の半分の人数ということもあり、特定の職種を常勤で配置す

ることができない状況が続くようならば、改正省令に基づき、地域包括支援センター運営協議会に諮る必要があると考えている。

（委員）

人が足りないという声は、それぞれの地域包括支援センターから行政に訴え、行政がそれを確認し、地域包括支援センター運営協議会に上げるという流れになるという解釈でよいか。

（事務局）

よい。4月1日現在で、各地域包括支援センターの職員配置状況を報告していただいている。また、職員の退職や就職があった月には、そのたびに報告をしていただき、把握しているため、その状況を把握しつつといったことになる。

（委員）

わかりました。

複数圏域の職員配置に関して、圏域毎の高齢者人口の合算は隣接圏域でなくてもよいのか。飛び地でも良いのか。離れた包括同士の支援は現実的に可能なのか。

（事務局）

市民目線だと、隣接した地域であれば隣の圏域の職員を訪ねることができると思うが、離れた地域での配置では難しいと考えている。

（委員）

A事業所において主任介護支援専門員が欠員になった時に、主任介護支援専門員を2人配置しているB事業所が、A事業所に一定期間応援するというようなことが、この省令の解釈の中であり得るかどうか。

（事務局）

臨時的な応援ではなく、地域包括支援センター運営協議会に諮った上で、1年単位の長期的なものをイメージしている。

（委員）

急な欠員により地域に専門職がいなくなってしまうことを防ぐためには、職員配置に余裕のある事業所から応援をすることが可能かと思ったが、それはできないということですね。わかりました。

（会長）

新しい省令なので、解釈や運用はこれからだと思うが、職員の適正配置はケア上重要な問題である。各地域包括支援センターから行政に上げていただいた報告に基

づき判断し、地域包括支援センター運営協議会に諮り議論をする。地域包括支援センター運営協議会で議論できるという点はよかった。運用については具体的な事例が出てきた中で検討していくといった形になるだろう。

(委員)

必要性が出た時に、議論が展開されることはわかりました。

(会長)

地域包括支援センター運営協議会は重要な役割を果たしますので、シビアに議論できたらよいと考えている。

(委員)

非常災害等が起きた場合、地域包括支援センター運営協議会を通さずとも、地域包括支援センター同士での協力体制や、指示命令系統はできているのか。

(事務局)

地域包括支援センター同士で取り組んでいるところはあるが、市として全体的に示すことはしていない状況である。

(会長)

大きな災害がいつ起きるかわからない状況であるため、今後検討していくということによろしいか。

(事務局)

検討していく。

(委員)

複数圏域の高齢者数を合算し3職種を配置するといった場合で、隣接する地域包括支援センターの受託法人が異なる場合、連携は可能なのか。同一法人がいくつか受託している中で、欠員が出た場合は、同一法人の中で手配し、その場合は非常勤職員でもよいと解釈したが、それは違うのか。

(会長)

「複数圏域」というところが、法人同士でのやりとりという解釈でよろしいかという質問ですね。

(事務局)

浜松市の場合、受託法人が地域包括支援センターによって異なるため、そこが課題である。例えば、市の直営で何ヶ所か地域包括支援センターを持っているところ

であれば、スムーズに進むと思う。

(委員)

3職種の職員が一時でも不在になることを懸念しており、以前から何度も質問している。

受託法人が複数の地域包括支援センターを持っていれば同一法人の中で手配し、医療法人であれば保健師、社会福祉法人であれば社会福祉士というように補充できるため、同一法人内でのやりとりと解釈していた。

今回に関しては、隣接するA包括とB包括の受託法人が違う場合、難しいのではないかと。市は職員配置を各法人に任せているが、新しい省令による職員配置要件に対応するためには、市としての方針を示す必要があると考える。来年4月1日からの省令であるため、この情報を各受託法人や地域包括支援センターに早急に提供すべきである。

(会長)

省令が出たが、職員を雇っている法人等が省令をきちんと理解していないと、報告や補充、複数圏域を共有することが難しいという意見だが、いかがか。

(事務局)

その部分は課題である。他市町の状況も参考に、好ましい体制を考えていく。何かあれば、地域包括支援センター運営協議会に諮っていく。

(委員)

地域包括支援センター運営協議会は、行政が方針を示し、それを認めるか否かを議論する場である。その前に、行政がある程度のことを想定し、方針を示すべきである。

(会長)

最初の質問も同様のことだと思うが、要するに、国から省令改正が出ている以上、行政がこの解釈をどのように法人と共有し、適正な配置の具体的な方向性を決めていくかが大きな課題だと思う。

現状では、人員が足りているという認識にとどまっているようだが、人材不足が大きな問題となっている中、欠員が生じる可能性も考えられる。そのため、先を見据えて対策を検討しておいていただけると大変ありがたいという意見であるか。

(委員)

同意。市が検討したうえで、地域包括支援センター運営協議会委員に意見を求めるのであれば、活発な議論が期待できると思う。それをやるのがリスクマネジメントになるという意味では、市のリスクマネジメントができていないと感じてしま

う。

現状、職員が足りているから、それを維持できるはずだと考えるのは、少々甘いと思う。今すぐ方針を決定するような話にはならないと思うが、このような見方があることは念頭に置いてもらいたい。市が方針を示すべきである。

(事務局)

市としては、地域包括支援センターの質の担保が重要だと考えている。常勤職員の欠員を非常勤職員で賄うことや、隣接圏域の職員を応援にかけることは、できるだけ避けたいため、現状維持が望ましいと考えている。そういった意味で、現状維持が図られている中で、仕様書の配置基準は今まで通りお願いする方向性で考えている。

やむを得ず欠員が生じた場合は、その期間、状況を見ながら、どうして配置ができないのか、それが一時的なものであるのか、それとも永久的に続くものであるのかを判断し、検討していきたいと思っている。

受託法人に負担がかかるが、まずは現状を維持することが、浜松市の地域包括支援センターの質を確保するためには重要だと考えている。

(委員)

以前質問した時に、何ヶ月か職員の欠員があった場合は、その分の委託料を減額するという話があった。それでいいのか。

法人は覚悟して受託してもらわないと困るが、人材確保が困難な現状を踏まえ、改正省令の話が出てきているはずであり、欠員が生じることも想定をしていかなければならないと思う。そういう部分がどうも見えてこない。もちろん、受託法人に3職種の確保をお願いしておかなければならないが、欠員が生じることも想定し、検討をしていくべきだと思う。

(会長)

人材確保という大事な問題である。現状は3職種揃っており潤沢であるが、万が一欠員が生じた場合は報告していただく。報告が上がった場合は地域包括支援センター運営協議会にかけるということだが、プロセスの中で、3職種の確保と質の担保、そして法人による雇用を保証できるかどうかなどを含めて、地域包括支援センター運営協議会に諮るような状況を作ってほしい。

すぐに欠員が生じることはないと思うが、先を見通したリスクマネジメントの一環としてお願いしたいという意見でよいのか。

(委員)

同意。

(会長) (委員)

よろしくお願いします。

(委員)

先程、災害時の話があった。医療機関や介護施設は、今盛んにＢＣＰ作成の話が上から下りてきている。地域包括支援センターにはＢＣＰ作成の話が来ているのか。地域包括支援センターは普通の医療機関や介護施設と少し違うが、受託法人は民間の医療法人や社会福祉法人である。地域包括支援センターにおけるＢＣＰ作成及び運用、決まりはあるのか。

(事務局)

ＢＣＰ作成について、地域包括支援センターに介護の事業所のような通達は来ていないが、市が設置する地域包括支援センターであるため、取り組むべきだと考えている。

地域包括支援センター同士で自主的に検討していただいているところはあるが、現状、市としての方針を示せていない。

(委員)

ということは、地域包括支援センターによって、あるところとないところがあるということか。

(事務局)

市が地域包括支援センターを設置する立場として、災害時の地域包括支援センターのＢＣＰについて、全体的な方針を示せていない。それぞれの事業所ごとには、取り組んでいると思う。

(委員)

わかりました。

(会長)

災害時においてＢＣＰは大きな課題になっている。おそらく地域包括支援センターにおいては法制化をされていないが、市が設置することになっているため、市としての方針を決め、地域包括支援センターにインフォメーションすることも今後が必要になると思う。そういった部分も検討していただくということで、いかがか。

災害時のことは付随する案件であり、省令改正については報告ということであるため、これで聞き置くということではよろしいか。

(委員)

同意。

議事終了、閉会

- 9 会議録署名人 浅井陽介委員 才川隆弘委員 月井英喜委員
三輪真知子委員 弓桁智浩委員 松岡徹委員
杉山晴康委員 鈴木美枝委員 村埜美加委員
(「署名」により確認)
(氏名の並び順は委員名簿に準拠する)